

靖国神社秋季例大祭における閣僚の真榊奉納に抗議します

岸田文雄首相 様
後藤茂之厚生労働相 様
若宮健嗣万博相 様

あなたがたが現役閣僚でありながら靖国神社秋季例大祭において真榊を奉納したことに対し、強く抗議いたします。真榊の奉納は、靖国神社側から閣僚や日本遺族会会長、神社本庁統理、英霊にこたえる会会長などに依頼がなされ、それに応える形で行われます¹⁾。しかも靖国神社は一般庶民による真榊奉納を受け付けておらず、今回の真榊奉納が個人、あるいは私人としての行為でないことは明らかです。真榊は神社神道においては神具であり、あなたがた公人が特定の宗教法人と癒着し、宗教行事に肩入れしていることは、政教分離を定めた日本国憲法第20条に違反します。

岸田首相は、かつて安倍政権時の外務大臣だった際、「国のために尊い命を捧げられた方々に尊崇の念を示すのは、政治家にとって誠に大事なことだ」と述べました²⁾。しかし、靖国神社に祀られているのは「朝命を奉じて国事のために死没した者」、つまり天皇のために死んだ者に限られ、ただ単に「国のために尊い命を捧げられた方々」ではありません³⁾。戦後、靖国神社に誰を合祀するののかについては、厚生省（旧陸海軍引揚援護局）と靖国神社とによる綿密な協議によって決定されましたが、国家と靖国神社によって仕分けられ、ランクづけされた死は、もはや尊崇の対象ではあり得ません⁴⁾。しかも、靖国神社の祭神の名前には7200余りの誤記（その他の誤記を含めると12000余）があり、訂正もされずに放置されていることは公知の事実です⁵⁾。このような杜撰な神社に植物の鉢植えを送り届けても、尊崇の念を示したことにはなりません。

靖国神社は死者を利用する施設であり、あの戦争で言い尽くせぬ苦悩と悲哀を負って生き残った人々に対しては、何ら関心を示しておりません。それどころか、合祀を望まない遺族の思いや、アジア全域の戦地に放置された戦没者の遺骨にさえ無頓着で、こともあろうに沖縄の新米軍基地のための埋め立てに使われようとしている戦没者の遺骨にさえ無関心です。あなたがた政治家の使命は、物言わぬ死者の政治利用ではなく、一人一人の生活者に対する公平な奉仕であって、その土台となるべき国際平和を構築することにほかなりません。

どうぞ、二度とこのような過ちを繰り返さぬよう、自省してください。

2021年10月23日

日本キリスト教会大会靖国神社問題特別委員会委員長 小塩海平

- 1) 2021年10月23日、電話により靖国神社神職に直接確認した。宮澤佳廣著『靖国神社が消える日』（小学館、2017）には、中曽根康弘元首相の時に一旦途絶えた真榊奉納が、安倍晋三内閣になって復活した経緯の詳細が記されている（pp.54-78）。昔は、権宮司が敬意を表して、首相に直接案内状を持参していたとの記述もある。
- 2) 2020年9月19日朝日新聞：国のために尊い命を捧げられた方々に尊崇の念を示すのは、政治家にとって誠に大事なことだ。尊崇の念をどういった形で示すかというのは、まさに心の問題だから、それぞれが自分の立場、考え方に基づいて様々な形で示している。これは心の問題だから、少なくとも外交問題化すべき話ではないと思っている。政府においても外務省においても、国際社会に対して心の問題であるということ、国際問題化させるものではないということを丁寧にしっかりと説明をする努力は大事なのではないか。
- 3) 西郷隆盛や江藤新平、白虎隊や新撰組などの「賊軍」に属する者たちや一般戦災犠牲者は靖国神社本殿脇の鎮魂社に祀られている。鎮魂社は靖国神社パンフレットによると「戦争や事変で亡くなられ、靖国神社に合祀されない国内、及び諸外国の人々を慰霊するために、昭和40年（1965年）に建てられました」とある。安倍晋三元首相は2013年12月26日に靖国神社に参拝した際、「本日、靖国神社に参拝し、国のために戦い、尊い命を犠牲にされた御英霊に対して、哀悼の誠を捧げるとともに、尊崇の念を表し、御霊安らかなれとご冥福をお祈りしました。また、戦争で亡くなられ、靖国神社に合祀されない国内、及び諸外国の人々を慰霊する鎮魂社にも、参拝いたしました」と述べている。つまり、靖国神社は、英霊として讃美されるべき死とそうでない死を峻別し、使い分けているのである。
- 4) 2007年3月に発行された『新編靖国問題資料集』によれば、次のようなケースは、すんなり合祀されなかったことがわかる。このような場合は、恩給、手当、弔慰金などに関係する法が先にでき、それに準ずる形で、合祀手続きが順次進められていった。
 1. 軍人軍属の内地、朝鮮、台湾および樺太等において受傷罹病した公務死亡者
ここで言われる公務には、以下のようなものが含まれる。1. 新型航空機の試験飛行中の殉難者、2. 特攻兵器訓練中の殉難者、3. 演習訓練行軍および輸送中の日射病による死亡者、4. 軍隊などにおいて集団発生した赤痢および栄養失調症による死亡者、5. 病院において伝染病患者の診察に任ずる軍医、衛生兵、看護婦で当該伝染病で死亡したもの
 2. 軍人軍属の服務関連死亡者
 3. 軍人・軍属などの法務関係死亡者（韓国・朝鮮人BC級戦犯者はここに入る）
 4. 国家総動員法に基づく徴用または協力中の死亡者
国家総動員関係法規には以下のようなものがある。1. 国家総動員法（昭和13年）、2. 国民徴用令（昭和14年）、3. 船員徴用令（昭和15年）、4. 医療関係者徴用令（昭和16年）、5. 獣医師等徴用令（昭和17年）、6. 国民勤労報国協力令（昭和16年）、7. 学徒勤労令（昭和19年）、8. 女子挺身勤労令（昭和19年）
 5. 国民義勇隊の隊員で出勤中において従事した業務により死亡したもの
例えば、疎開作業は防空法中の防空計画に基づく作業であるが、これを合祀することになると、防空監視防火など防空法の規定による業務中に死亡したものを合祀するかどうかの問題が生ずる。
 6. 満州開拓青年義勇隊の隊員で昭和20年8月9日より終戦まで業務上の負傷または疾病により死亡したものおよび終戦後自己の責に帰することができない事由により死亡したもの
 7. 特別未帰還者の死亡者（シベリア抑留者など）
 8. 軍人軍属の在郷死亡者のうち公務による受傷罹病の日より3年以上を経過したもの
- 5) 本間尚代・小堀邦夫『英霊の行方、国の行く末』（日本伝習所、2021）pp.26-32。